

山梨県

診療所等賃上げ支援事業費補助金

申請要領

申請受付期間：令和8年6月8日（月） ～ 令和8年7月31日（金）
問い合わせ先：診療所等賃上げ・物価高騰対策支援金事務局
電話 050-5574-2745

山梨県 福祉保健部
令和8年6月8日版

【注】この申請要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを山梨県のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/07iryokaigosienpakkeji.html>)



診療所等賃上げ支援事業費補助金について

本補助金は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇改善につなげるため、医科診療所、歯科診療所、薬局及び訪問看護ステーションに対して賃上げに必要な経費を補助することにより、確実な賃上げにつなげることを目的とします。

申請にあたっての注意事項

補助金の申請にあたっては「山梨県補助金等交付規則」、「令和8年度診療所等賃上げ支援事業費補助金交付要綱」及び本要領に基づきますが、以下の事項について十分にご理解いただき、申請してください。

- 1 本補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該支援金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの支援金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。
- 2 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 3 市町村や他団体に物価高騰対策の支援金を受給している場合であっても、本補助金の交付を受けることは可能です。

1 補助対象施設及び補助上限額について

① 補助対象施設

次の(1)から(3)((3)においてはア～ウのいずれか)の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること。
- (2) 令和8年1月1日において廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
ただし、次のいずれかに該当する施設等は、支給の対象となりません。
 - ・ 暴力団または暴力団員の統制下にある団体
 - ・ 補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの
- (3) ア 令和8年3月1日時点で「ベースアップ評価料(※1)」を届け出ている医科診療所、歯科診療所及び訪問看護ステーション
イ 現行の制度上、「ベースアップ評価料」を届け出られない(※2)が、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」を届け出ることを誓約する医科診療所、歯科診療所及び訪問看護ステーション
ウ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」を届け出ることを誓約する保険薬局
(※1)「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料(医科)」、「入院ベースアップ評価料(歯科)」、「訪問

看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

(※2) 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等

② 補助対象事業等

(1) 賃上げ支援対象者

補助対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下、「対象職員」という。）であり、次の各号に掲げる以外の者とする。

- ア 補助対象施設の管理者
- イ 補助対象施設を開設する法人の理事長
- ウ 補助対象施設を運営する個人事業主
- エ 薬局の開設者

(2) 賃金改善の内容

ア 原則として、令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと

イ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に補助金を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

ウ 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主分も含むものとする。

エ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

③ 補助額

補助金の額は、賃金改善に要した額と、別表に定める補助上限額とを比較し、少ない方の額を支給額とする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

2 申請受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年7月31日（金）【当日消印有効】まで

3 申請方法

① 申請書類の入手方法

山梨県ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/07iryokaigosienpakkeji.html>)

② 提出部数

1部

なお、同一の開設者が複数の施設等を運営している場合は、同一の業種区分の施設等を取りまとめて提出することができます。

(業種区分が異なる複数の施設等を運営している場合は、業種区分ごとに分けて申請してください。)

③ 提出方法

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(差出人の住所・氏名を必ず記入してください。)

- ※ 直接持参されても受付ができません。
- ※ 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 提出先

診療所等賃上げ・物価高騰対策支援金事務局

〒409-3851 中巨摩郡昭和町河西1232-1 (ヒューコムエンジニアリング内)

4 申請書類

※ 申請と実績報告を同時に行っていただきます。

1	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2	補助要件及び申請額内訳（様式第1号の1） ※業種区分ごとに様式が異なります
2	賃金改善内訳書（別紙1） ※別紙2は該当のある場合のみ
3	振込先金融機関の口座が確認できる、通帳の写し等 (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、カタカナ口座名義人等の記載があること) ※申請者（代表者）と同一名義の口座（法人名又は個人名）を指定してください。

※その他、必要な場合は、県（事務局）から書類の提出を求める場合があります。

5 審査・補助金の交付

受け付けた交付申請書は、到着した順に事務局及び山梨県において申請内容を審査し、提出書類に不備がないものから、交付決定を通知するとともに、指定された口座へ補助金を振り込みます。

申請から支給まで概ね1～2ヶ月程度かかる見込です。申請書類に不足があると審査を行うことができず、審査に時間を要することになりますので、不備がないよう提出前に十分確認してください。また、申請が一定期間に集中した場合は審査に時間を要する場合があります。

6 お問い合わせ先

診療所等賃上げ・物価高騰対策支援金事務局

受付時間 9時～17時（土日・祝日を除く）

電話番号 050-5574-2745

<別表>

対象施設	補助上限額	
有床診療所	許可病床数（※1）×72,000円 ただし、病床数が2床以下の診療所は1施設当たり150,000円とする。	
医科無床診療所	1施設当たり150,000円	
歯科診療所	1施設当たり150,000円	
保険薬局 （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として）	1店舗以上5店舗以下	1施設当たり145,000円
	6店舗以上19店舗以下	1施設当たり105,000円
	20店舗以上	1施設当たり70,000円
訪問看護ステーション	1施設当たり228,000円	

※1 許可病床数は令和7年8月1時点の数とする。

※2 厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。